

平成28年知内町議会第2回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成28年5月2日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年5月2日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年5月2日(月) 午後 0時23分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 5番 成 澤 五 郎

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成28年知内町議会第2回臨時会議事日程

(第1号)

平成28年5月2日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 1番、五十嵐捷爾君 5番、成澤五郎君
第2		会期の決定について
第3		町長の行政報告
第4	議案第1号	平成28年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第5	議案第2号	新幹線展望塔建設工事請負契約の締結について
第6	議案第3号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第7	議案第4号	知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第8	議案第5号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

平成28年第2回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、平成28年知内町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、五十嵐捷爾君及び5番、成澤五郎君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 町長の行政報告

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、町長の行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

おはようございます。平成28年第1回定例会以降、今臨時会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

去る4月17日から18日の低気圧による暴風被害についてであります。農業用ビニールハウス103棟で、倒壊や破損の被害がありました。被害額は、ビニールハウスで1,291万円、作物で660万円の被害があったところであります。また、イカリカイ公園駐車場が越波により、砂利の流出の被害がありましたが、既に管理主体であります北海道において、現状復帰されております。また、小谷石地区の養殖施設の被害もありました。被害額については、現在、調査中であります。また、墓地公園内の桜、スギ等の倒木と街路灯の破損がありました。倒木の整備、街路灯の修復費の33万2千円については、今議会に予算計上をさせていただいたところであります。また、町内の住宅、倉庫等の屋根、トタンかい離、飛散等が町内で8箇所確認され、また、湯の里第4分団器具置場付近の自作農創設記念碑が倒壊、破損したところであります。いずれも、被害額については、不明であります。以上、ご報告申し上げます。

なお、4月の14日に発生しました、熊本県、大分県で、連続して発生した地震により、倒壊した住宅の下敷きや土砂崩れに巻き込まれるなどして、49名の死亡者が確認されており、亡くなられた方々のご冥福と被害にあわれました皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに存じます。被災後、全国の自治体、団体等から、被災地に対する支援及び見舞金を送られておりますが、北海道町村会として、各町村からの負担を求めず、熊本県町村会に対して、1千万円の見舞金を送ることが決定された旨の連絡をいただいたところでありますので、併せてご報告を申し上げます。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで行政報告を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から本臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成28年第2回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付しているとおり、5件であります。議案第1号は、平成28年度知内町一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算に18万5千円を追加し、総額を39億9,941万3千円とするものでありますが、主なものとしては、7款1項3目観光費に予算計上の観光案内板設置事業予算をデザイン提案等の業務を考慮する必要があることから、委託料に予算組替えをするものであります。また、10款7項1目保健体育費に予算計上の第1知内町民グラウンド大型遊具設置工事は、設置の遊具の設置メンテナンスの責任の明確化を図るため、既定予算を備品購入費と工事請負費に組み替えるものであります。議案第2号は、新幹線展望塔整備工事請負契約の締結についてであります。本事業は、湯ノ里地区の物産館に近接して、新幹線展望塔を整備するものでありますが、4月25日に入札を執行し、仮契約締結業者と本工事契約をするため、議会の議決を求めるものであります。議案第3号は、知内町税条例等の一部を改正する条例についてであります。今般、地方税法の一部を改正する法律ほか、関係法令が改正されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は、行政不服審査法の改正及び個人番号利用の取扱い変更による規定の整備や、住民税では法人税割の引下げによる改正、固定資産税ではわが町特例の新設による課税の特例などが主なものであります。議案第4号は、知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、行政不服審査法の改正に伴う条文の整理であります。議案第5号は、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、課税限度額の引上げをするとともに、保険給付費が年々増加していることから、国民健康保険事業会計の安定的な運営のため、税率の見直しを行うものとしたものであります。議案の内容につきましては、後ほど課長から説明を致しますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 平成28年度知内町一般会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番、松井議員。

◎ 4 番（松井盛泰）

一般会計の説明、審議の前にひとつ、今回、商工の方で知内公園の倒木の問題が出ています。知内公園の上部の方には、非常に歴史的に価値のある木が相当あるわけですが、これらの今後の管理等を含めて、現地で1回見ながらですね、いろいろと検討をして、この審議に入ったら如何なものかなというふうにご考えてございますので、お取り計らいを

願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

まず、議案の説明を受けてから、松井議員の今の内容の動議について取りあげたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、議案の説明をお願いします。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、議案第1号、平成28年度知内町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,941万3千円とするものでございます。

2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を致します。4ページをお開きください。

7款1項商工費、3目観光費から14万7千円を減額し、補正後の予算を1億3,898万2千円とするものでございます。内容につきましては、先ほど町長からも提案説明を申し上げました13節委託料に600万円を追加し、15節工事請負費から小谷石案内看板設置工事として80万円を減額、知内町観光案内板の設置事業と致しまして、534万7千円を減額し、合わせて614万7千円を減額するものでございます。内容につきましては、先ほど町長からもご説明を申し上げました、看板のデザインを重視しながら、工事請負費よりは委託料でこの事業を執行することがより良いということで、予算の組替えをするものでございます。

5ページ目です。7款1項4目公園管理費に33万2千円を追加し、301万9千円とするものでございます。11節需用費に10万3千円を追加、13節委託料に22万9千円を追加ということで、これも先ほど町長からご説明を申し上げました4月17日から18日にかけての暴風によりまして、倒木が発生しております。その処理費用でございます。倒木の状況につきましては、説明資料の見だし4、知内公園倒木処理についてということで資料を添付してございますので、ご参照をお願いします。

6ページ目です。10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育費、補正はございませんけれども、これも先ほど町長からご説明を申し上げました旧知内小学校第1町民グラウンドに対しまして、大型の遊具を設置したいということで、当初予算で2千万円の予算の議決をいただいているところですが、先ほどご説明のとおり、一部、備品購入に区分を致しまして、備品購入費と致しまして1,340万円のために、工事請負費から同額を減額して、事業を執行したいという内容でございます。

次に歳入です。3ページです。先ほどご説明を致しました歳出予算の補正の対応する財源と致しまして、9款1項1目地方交付税に18万5千円を追加し、補正後の金額を19億2,695万9千円とするものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。先ほど、4番議員、松井議員の方から5ページの公園の倒木の処理に関して、現場を見たいという申し出がありました。動議として取り扱いたいと思いますが、取り扱うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですので、動議として、現場を見るということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですので、そのように取り扱います。

それでは、暫時休憩して、現場に行くことと致します。

（ 休憩 午前 9時43分 ）

（ 再開 午前10時28分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

先ほどの動議、採択をいただきまして、現地を視察させていただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思うのですが、まず、現地を見ていただいて、見たとおり、400数年前に黒松、一部、赤松も入っていますけれども、由緒ある松が全部で12本確かあるはずなんです。これらやはり保存していくためには、どうしても専門知識のある専門家を呼んで、きちんと診断をしながら、維持管理を努めていただきたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明を申し上げます。議員おっしゃるとおり、現地を確認した結果、いろいろと支障を来すところ、それと、保存すべき木も確認できました。樹木医等々、専門の方をですね、招へいしながら、一度、現地を確認して、計画を立てたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 新幹線展望塔建設工事請負契約の締結について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『新幹線展望塔建設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第2号、新幹線展望塔建設工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した新幹線展望塔建設工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記としまして、1、契約の目的、新幹線展望塔建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億1,664万円。4、契約の相手方、函館市田家町15番12号、齊藤建設株式会社 代表取締役 齊藤大介。5、工期、契約の日から平成28年11月30日まで。

工事概要につきましては、説明資料で説明致しますので、見だしナンバー3の産業振興課資料1ページをお開き願います。工事概要としまして、構造種別は、鉄骨造り2階建て。高さは、13.85m。入札月日は、平成28年4月25日。仮契約金額、仮契約相手方、指名競争業者につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。なお、2ページに図面がありますので、ご参照をいただきたいと思っております。以上、議案の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

以前、この件でエレベーターの内容等、11名ということで検討するという話だったんですけれども、当時、予算的に1億円を割る工夫ということで、エレベーターの人数、8名なり、それ以下で対応できないかということで質問させていただいた経緯があります。今回、このような契約になった、それまでの経過の過程の中での審議内容をちょっとお尋ね致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

新幹線展望塔のエレベーターの設置の経過について、若干、ご説明を申し上げます。議員の今のご質問にありまして、今の設計の中では、11人というエレベーターの規格になってございます。もうちょっとここの部分を工夫しながら、事業費を下げられるよ

うな工夫ができないのかというご質問は、再三いただいてまいりました。それで、設計の中でですね、ここの部分も設計の担当の方にお伝えをしながら、もうちょっと11人ではなくて、もうちょっと少人数のもので何とかなる可能性はないのかということで、設計の方をこれまで協議をしてきたんですけれども、まず、車椅子で乗っていただいて、自分で旋回していただくために、やはり11人乗りというのがバリアフリー法上からも最低限の規格だということですね、今回の設計の中では、11人乗りのエレベーターということでの設計になってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

3月定例でもお話をさせていただきましたけれども、基本的にですよ、障がい者自ら運転するというケースもありますけれども、基本的には補助員がいるわけですから、前もお話しましたように、補助員が車椅子をサポートして、そのままバックで入っていったというケースもありますし、工夫次第でいくらでも対応できるんだろう、なんとかたエレベーターの中で旋回できるようなスペースが必要なのかということになれば、それは常備使うエレベーターであれば、そういう工夫も必要でしょうけれども、今、これに関しては、新幹線の展望ということでもありますし、どの程度の利用率があるのかという、障がい者の方ですね、まだ見えない状況の中で、果たしてどうなのかという危惧もありますし、また、予算的にも1億円出たというお話の中で、やはり今までずっとこれは圧縮していただきたいことで議論してきたんですけれども、その経過が、内容的なものが見えないんですよ。もし本当に予算的なもので、8名も11名も予算規模変わらないんだというお話なのか、それとも、全くその圧縮ということにウエートを置かないで、ただただ答弁だけで進めてきたのか、その辺の過程が見えないんですよ。もし議論したということであれば、議長にお願いをしたいんですけれども、その審議の内容的なものを資料提供していただきたいなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

今のは資料請求のことでいいんですね。質疑ではないんですね。今までの検討内容について、資料請求の要望がありましたが、それを取り扱うことにご異議ございませんか。はっきりした答えが聞こえないので、取り扱うことに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

そのように取り扱うことに致します。

暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時36分 ）

（ 再開 午前11時12分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、お手元に資料が配付されておりますので、資料の内容について、説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今の新幹線展望塔のエレベーターにつきまして、先ほどからバリアフリー法に基づい

た規格ということでご説明を申し上げております。その内容につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料、バリアフリー法の趣旨ということなんですけれども、こちらの方にエレベーターの設置の設計上の基準というものが示されてございます。1枚めくっていただきまして、2ページ目にですね、かごの中の基準と致しまして、その他のところで、車椅子の転回に支障がない構造ということになっておりまして、それらの設計基準を満たすとすると、3ページ目でございます。適合の機種というのは、こちらの方にP11と書いてありますけれども、これが11人乗りというものでございます。既に見ておわかりのとおり、どちらの機種に関しても、すべてP11ということでございまして、中にはP13というのもあるんですけれども、11人乗り以下の規格がないということで、これがバリアフリー法上のエレベーターの設置の基準でございます。今回は、道の駅展望塔のエレベーターにつきましても、やはりこの法律を公共の建物ですので、遵守した形での設計とすべきという判断をしたところでございます。それと、先ほど来の11人乗り以外のエレベーターとした場合の工事費の差額につきましてでございますけれども、こちらの基準上は11人ということで、今回の提案の金額なんですけれども、純粋にエレベーターだけの差額と致しますと、例えば9人乗りとした場合には、工事費、諸経費前ですけれども、純粋に工事費だけで、150万円程度は削減といえますか、節減できるだろうということが設計業者から報告されているところです。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

確かにこのバリアフリー法、今、渡された資料だけ見れば、以前から11人にこだわってきた理由というのが見えますよ。ただ、一度でも、これを出してきたことありますか。11人にこだわる理由は回転なんですよ、あくまでも。エレベーター内で、かごの中で。一言もバリアフリー法なんてどうのこうのという言葉出てこなかったという、言っているんですか、これ。まず、これ確認です。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

これまでのご説明の中で、すみません、ちょっとバリアフリーという法律名を出して、ご説明をしたかどうかについては、ちょっと記憶をたどることができませんので、少しお時間をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今の展望塔のエレベーターの件でありますけれども、これは実はいろいろ経過がございまして、当初、外階段で3階まで要するに整備をしようということで議決をいただいた。その後、いろいろと町民の皆様方、そして、議会の皆様方からご指摘をいただいて、やはりこれから高齢化が進む中で、高齢者に優しい、そして、障がいをお持ちの方方に優しい施設整備であるべきじゃないかということで、この辺の考え方を議員の皆様方にご説明をさせていただいて、27年度予算を減額し、28年度の新規事業として組み替えて、要す

るに今、実施をさせていただくということでもあります。その中で、私は当初から言わせていただいているのは、本当に高齢者の皆様方、そして、障がいをお持ちの皆様方に優しい施設ということをずっと言わせていただいているところでもあります。そのことを受けて、設計もその辺を反映させていただいて、今、6番議員が指摘をしていただいているバリアフリー法については、議員の皆様方に説明をしたかという、ちょっと私もその辺は記憶がございませんけれども、ただ、基本的に公な公共施設として、数多くの要するに人方をそこに来ていただくための施設として、最終的には、やはりバリアフリー法ということを守守しなければならないんだらうという考え方で、担当もそして要するに委託した設計会社もその辺をきちんと了解をした中で、設計をしていただいたというふうにご理解をしていただければというふうに思っております。その議論は、今、議長からも言っていただきましたけれども、予算の中で、議員の皆様方と議論をさせていただいて、議決をしていただいて、その議決に基づいて、今、事業着手に向けての契約請負、仮契約をさせていただいたということもご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

町長、その言い方はないんじゃないですか。我々というのは、要するにそういう提案がないとわからないんですよ。バリアフリー法。何回議論したと思います。3月定例もしました。12月定例もしました。事ある毎に旋回だけです。まして、11人というのは。今までの経過を考えてくださいよ。当時、階段を付けるということで議論をして、冬場の対策が万全でないということで、一部議員からエレベーターを付けた方がいいだろうという話の中で広がった。ただ、当時は2千万円ですよ、我々、聞いている金額は。それがどんどんどんどん2千万円やることによって、今度、そのがたいが持たないということで、改修時期がずれちゃうので、別タワーをということになったんでしょう。どんどんどんどん経過というのはあるわけですよ。その経過毎に我々は議論しているわけですよ。それなのに、こういう提案をしてもらえないという、無駄なことでしょう。12月定例でこの話が出ていれば、じゃあ、8人乗りなんていう議論しませんよ。可能性があるから議論しているんですよ。予算の圧縮、1億円を割るような圧縮をできるんじゃないかということで議論しているんですよ。その段階で、当時、室長からこういうバリアフリー法の中でいけば、自治というのは、たがはまっていますから、安全面を考慮したら、これに則って11人という説明があれば、それはそれで諦めますよ。ありませんよ、これ1回も。初めて聞く議論ですよ。なぜ、これを3月定例で言ってくれなかったんですか、そしたら。我々の意見というのは、そんなに軽いものなんですか。1億円かかるんですよ、1億2千万円。タワーに。当時1億円で要するに外周工事も含めてやるという計画だったんですよ。当時は階段で6千万円で収めるという。それが階段だけではなくて、タワーでもう1億円出ているんですよ。まして、道の駅のこれから外周工事も始まるんでしょう。計画あるからやるんでしょう。なんぼ予算あったら足りるんですか。ちょっと今の町長の発言は意に介せません。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

単純な質問で申し訳ないのですが、バリアフリーにしなければならないという理由がいまいちわからない。それから、エレベーターでバリアフリーというのは、どういう意味なのか、ちょっとその辺を。

◎ 議長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

先ほど提出を致しました資料のですね、1ページ目のバリアフリーの趣旨のところなんですけれども、後段の方です。この度、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進し、ということでございますので、法律の名前が先ほどバリアフリーと言っていますけれども、正式名称が高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ということでございます。法律名のとおり、高齢者の方々ですとか、身体障がい者の方々が建物を円滑に移動できる、そのような構造の基準を定めているものがございます、というふうに理解をしております。

◎ 議長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

それは1人乗りにはしなければならない、私から見れば、1つの詭弁にすぎない。ただ、バリアフリーといったからエレベーターというのは段差があるのかなとはじめ取った。どこも同じなんですよね。よく見たら、車椅子がぐるっと回れるだけの話でしょう。それが8人乗りだって何のことないんですよ。バリアフリーにしなければ。まず、その辺をもう少し議論すべきだと思います。そこで、まず、昨年10月31日、第3回臨時会で、いろいろこの展望塔の実施設設計のときに協議をして、もう既にそのときにはもうエレベーターを付けますということで、そのときは3人から当時は多くても7人か8人という話だったんですよ。それが10月31日、函館新聞、マスコミに発表されてから、一部の町民の方からいろいろな意見が出てきた。その意見の中では、必ずしも知内に必要なのかという話も出た。その後ですね、町長がふれあい懇話会、さらには、まちづくり懇談会、これで相当説明しているように我々取った。私自身も取った。ところが、実は3月定例会終わったあとに、特に湯ノ里の人達に聞いてみたら、ふれあい懇話会に来て、町長の話、1時間20分黙って聞いていたと。展望塔の話は作りますよだけで、その必要性というのは、いまいち見えなかったという話が出てきた。湯ノ里の人ばかりではございません。この3月定例会が終わって、特に4月だったと思うのですが、町の全体予算が出て、そのときにもやっぱり展望塔の話がぼんと町の予算の中で出ています。新聞、マスコミにね。そのときに結構またいろいろな意見が出てきている。すべて必要ない、反対意見ばかりですよ。それはなぜかと言ったら、我々はやっぱり理事者側でそれぞれふれあい懇話会なり、まちづくり懇談会の中で、その辺は町民の皆様方にきちんと説明をしていると思って理解をしていました。我々も認識不足もあったかもしれない。どうなんでしょう、これ、もう少し町民に説明する必要があるのではないだろうか。湯ノ里の町民、極端な話、展望塔に1億2千万円かけるんだったら、湯ノ里の町内会館建ててくれと、かえってその方が住民サービスにつながるのではないだろうかという話さえ出ているんですよ、こういう話があるん

ですが、町長の考え、お尋ねします。

◎ 町 長（大野幸孝）

説明が不足しているんじゃないかというご意見でありますけれども、私は真面目にきちんと各町内会に足を運ばせていただいた。全町内会ではありませんけれども、考え方を説明させていただいて、1つの湯ノ里振興に展望塔、そして、青函トンネルからも眺望が確保できる、そういう施設整備が必要であるという判断をさせていただいていますということで、説明をしているつもりであります。ただ、この考え方については、今、4番議員さんが言われるように、10人すべて10人が賛成という考え方は持っているかと言われると、それはわかりません。ただ、基本的に、私は今、小谷石振興、そして、湯ノ里振興の中で、1つの大きな拠点施設であろうという考え方で説明をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時26分 ）

（ 再開 午前11時29分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

会議を再開します。2番、花井さん。

◎ 2 番（花井泰子）

私は第1回の定例会には出ておりませんので、他の議員さんとは少し意見が違うかというふうに思いますが、実は議員にならせていただいた直後から、先ほど松井議員も話されたように、この新幹線の展望台のことについては、湯ノ里の町民の何人かからもやめていただきたいと、花井さん、これどういう意味があるんだろうというふうに言われました。そして、いや、第1回の定例会を通過してしまって、予算も通過してしまったので、これはどうしようもないんじゃないでしょうかと私は申し上げましたら、嘆願書でも何でも出せないんだろうかと、そういう声がありました。非常に私は悩みました。そして、できれば、私としては、もう1回、考え直していただけないものなのかという思いで今いっぱいです。というのは、できれば、知内というのは、第1次産業、農業や漁業を主体としたそれに関わった例えば観光産業、それはすごく私もいいかなというふうに思うのですが、この展望台に限っては、今、知内にある、湯ノ里にある小さな展望台、あのところに何人か来ているのを私は見て、その方達に聞いてみました。これは1回見に来られましたけれども、今度また展望台作ったら、来られますかと聞きました。そしたら、いや、1回見たらもういいですという話だったんですね。ですから、この1億2千万円というお金をかけて、この展望台を作った大変な大きな財政支出です。毎年、メンテナンスもかかります。私は本当に今回の臨時会で発言できるかどうかと迷っていたんですけども、この契約が出ましたので、発言させていただいたんですけども、本当にこの展望台を作ったということで、これからどのくらいの人達が知内に訪れるかということを計算というか、そういうふうな見通しはお持ちでしょうか。そのことをまず、お伺いしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今の新幹線展望台の建設計画の経過についてご説明を申し上げます。ご承知のように、平成26年の3月にJR知内駅が廃止となっております。当時は、JR駅と道の駅が隣接した、道内でも本当に特異な道の駅ということで、いろいろな方々に来訪をいただいていたんですけども、そのうちの一方の駅が廃止ということになるものですから、今後はあの道の駅、実は正直なところ、あの道の駅、いろいろな建設の経過がございまして、平成2年に物産館が建設され、その後に平成8年にさわやかトイレが建設されるですとか、総合的になって、あとの平成9年になって、道の駅指定ということですね、そのようないろいろな経過を持っている道の駅なんですけれども、そのJRの知内駅の廃止に向けて、今後、あの道の駅をどういうふうに活用していくべきかということの基本構想を定めております。その中で、今の道の駅の現状と致しまして、目の前の国道228号と言いますが、ほかの道の駅と比べて決して引けを取らない十分な車の交通量がある場所であると。ただ、その中で、立寄率を計算してみると、6%程度ということですね、全道の平均の8.7%というのが、道の駅の平均の立寄率だそうなんですけれども、あの道の駅に何か魅力のある施策を講じることによって、少なくとも全道平均くらいまではいくであろうということですね、それまで大体年間10万人くらいの立ち寄りをいただいています。それが6%の想定ですので、それが全道平均まで持っていったときに、少なくとも2割増、12万人程度は見込めるであろうという試算がなされております。あの道の駅ですね、ご承知だと思うんですけども、地場の農産品ですとか、土地の方々、農家の方々ですとか、野菜ですとか、米ですとか、いろいろなものが販売されています。そのほかに三洋食品のものですとか、お菓子を含めまして、大体年間3千万円程度の売上げを出ています。今の2割程度の立ち寄りの増加によってですね、当然ながら販売にも結び付いていくだろうということで、この新幹線展望塔がですね、展望塔建てるということが目的ではなくてですね、それらによって、立ち寄りを増やし、地場の販売、物産のPRをするですとか、販売増によって地域振興につなげたいということが目的ですので、その手段として、この展望塔がやはり全道の中で青函トンネルの出口に近く、道の駅ですね、新幹線の走行と貨物列車が交差する、全国でもここだけの眺望を生かしたものとして、その基本構想の検討の中でですね、あの場所にやはりそのような眺望をできるような施設整備というのが、あの道の駅を活性化させていくのに有効であろうという判断のもとにですね、このような計画をしているものでございます。なお、その検討の中でですね、物産館の屋上に階段を設置して、お客様を導くのがよろしいであろうということで、一旦そのような方向性で整理してきたんですけども、やはり階段ですと、お年寄りの方々ですとか、障がい者の方々がどうしても上までの階段は到底利用できないということですね、議会からもそのような高齢者の方々ですとか、身体障がい者の方々へ配慮した設計とするためには、やはりエレベーターが必要であろうというご意見をいただきながら、そのような設計でもって今回、進めてきたということでございますので、是非、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

ちょっと確認の意味でお聞きします。今回、入札が5社で行われました。それで、このエレベーターのメーカーというのは、5社とも違うんですか、それとも同一メーカーです

か。それと併せてお尋ねするんですけれども、この年間の維持管理費というのは、当時、議会外でしたけれども、80万円という課長のお話がありました。それは間違いないですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、1点目のお尋ねでございます。エレベーターのメーカー、入札業者、各社違うのかというお尋ねでございますが、入札ですから、工事請負価格の総額での比較ですので、中身については、確認はしておりません。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

エレベーターのメンテナンス費用について、ご説明を申し上げます。当然、人が乗り降りする施設ですので、適切なメンテナンスをしていかなければなりません。それで、平均的には、いろいろな幅があるようなんですけれども、最大でも年間80万円程度のメンテナンス費用で契約されているようだという事で、情報をつかんでおります。なお、当然、電気で動かす施設ですので、電気代の方も確認しているんですけれども、そちらの方はですね、年間フル稼働したとしても、電気代そのものとしては10万円を下るような電気代ということで、電気代の方はそれほど心配する必要はないのかなというところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

先ほどエレベーターのメーカーは確認していないということでありましたけれども、以前も何かの機会に、確かお話した経緯があるんですけれども、浜で漁船やるのに、エンジンのメーカー決めます。当然。そして、いろいろなメーカーのまず、低価格的なもの、あと値幅率、確認して、じゃあ、総体でいくらいくらという、総体の数字が出てくるんですけれども、やる方の構えからすれば、やはりそれぞれのまして今回はエレベーター、展望台ですから、エレベーターが主になるわけですから、それを含めて総体の金額が1億2千万円出るのはいいんですけれども、せめて、中身の確認をして、じゃあ、どのメーカーを使っているのかと、じゃあ、他社のメーカーはどうなのかという入札の前にですね、せめて知識だけは入れておく必要があるんじゃないかなという気はするんですけれども、例えば三菱でも日立でも、それぞれメーカーあるわけですから、どのメーカーを使えば安いかというくらい、我々が少なくとも圧縮してくれ、圧縮してくれというお願いをしているわけですから、せめてそれが業者に伝われば、業者もいろいろなメーカーの価格を調べながら安い方を安全で、とにかく安全はメインですけれども、それを考慮して価格の安いものを付けようとするわけですよ、その辺の話合いというのは、俺はある程度してもいいんじゃないのかなという気はするんですけれども、だめなんですか。あくまでもその使うものに自体にまで挟まるというのは無理なんですか。バイオマスで要するにメーカー指定でやったじゃないですか。できないんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、エレベーターが工事費に占める割合、これはおよそ15%くらいです。ですから、今、およそ1億2千万円に対して、1,500万円程度のエレベーターの工事費になります。ですから、エレベーターが主の工事ではないということをまず、1点ご理解いただきたいと思います。それで、入札に関しましては、先ほど申し上げましたように、総価での比較になりますので、エレベーターどちらのメーカーかというのは、審査事項にはなりません。ただ、今後ですね、請負業者決まりましたので、ランニングコスト等の情報は、これからこの業者と打ち合わせすることは可能だと思っていますので、その辺は各社どういう、今回、ここはどこかのメーカーを想定して入札価格を決めたと思うんですけども、今後につきましては、そのメーカーだとどの程度のランニングコストがかかるものなのか、ほかはどうなのかというあたりは、今後、打ち合わせすることは可能なので、打ち合わせしたいなというふうには考えておりました。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

要するに例えばどのメーカーを使えば、圧縮できるかという、要するにドーコン、今回ドーコンですよ、確か設計は。その段階で、エレベーターのこれだけ議論が出ていたわけですから、じゃあ、どのメーカーが価格的には一番安いメーカーだとか、そういう話は当然しているはずだと思うんですよ、自分的には。例えばA社が1千万円という定価であれば、B社はそしたら圧縮するのであれば、同じ11人でも圧縮するのであれば、じゃあ、B社ありますよとか、そういう話というのはないんですか。あくまでもA社なんですか。その先ほど11人の議論の中で、9人は150万円軽減できますというお話がありましたけれども、じゃあ、メーカーを変えることによって、圧縮できるという話はなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

設計段階におきましてはですね、各社、エレベーターメーカー数社ありますが、そこから見積りを取って、一番安い価格を設計に入れております。ですから、設計に謳っているのは、どこどこのメーカー製とは謳っておりませんが、設計価格におきましては、一番安い価格を設計に入れてあります。それと、その価格と今度、業者の価格というのは、また別な話になってまいりますので、入札に関しましては、先ほど説明したように、メーカーについては、審査事項ではないので審査をしておりませんが、今後については、その辺はちょっと打ち合わせはしたいなというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

反対討論になります。余りにも議会軽視じゃないですか。法的なもの、バリアフリー法に則って11人を決めるのであれば、最初からこういう提案をしていただいて、自治のやる工事というのは、やはりそれらの法に則ってやるわけですから、それをはっきりと明確に言葉で提案をして、12月定例でもやっていたら、こんな議論というのは永遠と続かないわけですよ。まして、まだまだ建設的な議論というのはできたはずなんです。なぜ、それを怠ったのか。私には全然理解できません。もう少し議会にやさしい説明をしながら、議論をしていく、その姿勢を取っていただかない限り、何でもかんでもまあいいやという話にはならないもう時代なんです。今、これ3月定例会で通してはしまいましたけれども、3月にあえて定例会の中でこういう法的なものの根拠にありますよという提案がなされなかったという、その痛みを感じていただきたい。そういう意味で反対します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

反対でございます。今回はこの工事業業については、今まで二転三転と随分と変わってきました。先ほどの6番議員さんと全く同じような意見でございますけれども、併せて先ほどもちょっと言いました。我々の責任もあります。地元住民はもちろんのことでございますけれども、知内の町民の方々、この展望塔については、まだきちんと誰も理解していない部分が余りにも多すぎる。これについては、きちんと把握していなかった我々にも責任があります。よってですね、この案件については、展望施設そのものを保留にしまして、如何なものでしょう、ちょっと期間を置いて、説明、協議の時間を置いていただきたい。よって、本案について、反対するものであります。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。議案第2号、新幹線展望塔建設工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（ 起立少数 ）

起立少数。よって、本案は否決されました。

ここで、暫時休憩致します。

（ 休憩 午前11時45分 ）

（ 再開 午前11時48分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第3号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 6、議案第 3 号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（埴山亮一）

議案第 3 号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、説明資料で行いますので、見だしナンバー 1、税務会計課説明資料 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成 26 年公布の行政不服審査法の全部改正、平成 27 年 12 月決定の平成 28 年度与党税制改正大綱、平成 28 年 3 月 31 日公布の地方税法等の一部を改正する等の法律及び同法施行令等の一部を改正する等の政令、同法施行規則等の一部を改正する省令、同法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正であります。

最初に第 1 条、知内町税条例の一部改正であります。1 点目は、行政不服審査法の改正に伴う規定の整備であります。法改正に伴い、不服申立てとしていた規定につきまして、審査請求に改めるものであります。施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日、町税条例改正条項については、18 条の 2、地方税法改正条項は、436 条となっております。

2 点目は、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用の取扱いの関係であります。納税義務者が町へ提出する申告書に記載することとされていた地方税関係の個人番号について、一定の場合において、個人番号の記載を不要にするものであります。施行期日は、平成 28 年 1 月 1 日。町税条例改正条項については、第 51 条、第 139 条の 3、地方税法関係条項は、第 323 条、第 605 条の 2 であります。

次に 3 点目として、住民税関係であります。1 つ目は、法人町民税における法人所得割の引下げによる改正で、現行 12.1% としている法人税割を 8.4% に引き上げるものであります。これにつきましては、標準税率が 6% というようになっておりまして、制限税率を 8.4% ということで、この税率を採用させていただきました。当町では、従前から標準税率ではなく、制限税率を採用しているということで、標準税率ではなく、制限税率の 8.4% と規定させていただいております。これは法人税改革の一貫として、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げることにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目的とするものでありまして、国、地方を通じた法人実効税率を 30% 以下とするものであります。また、消費税の 8%、それから、10% 段階において、地域間の税源の偏在化を是正、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税率の税率引下げに併せて、国税である地方法人税の税率の引下げを行い、その税込全額を地方交付税の原資とする改正であります。施行期日については、平成 29 年 4 月 1 日。町税条例改正条項は、第 31 条の 4、地方税法関係条項は、第 314 の 4 であります。

2 つ目は、延滞金の計算方法の変更に伴う規定であります。個人住民税、法人住民税等の延滞金の計算期間等において、国税の計算期間の見直しに準じまして、一定期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備であります。施行期日については、平成

29年1月1日。町税条例改正条項は、第19条、43条、48条、50条、また、地方税法関係条項は、第326条、321条の2及び8並びに12となります。

3つ目としまして、医療費控除の特例の新設であります。これにつきましては、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組み、特定健診、いわゆるメタボ健診や予防接種、定期健康診査、人間ドックやがん検診を行う人が特定一般医薬品の購入について、自主的に服薬した場合に受けられる医療費控除の特例の新設ということになります。施行期日は、平成30年1月1日。町税条例改正条項は、附則第6条、地方税法関係条項は、新法附則第4条の4であります。

4点目としまして、固定資産税関係であります。1つ目は、独立行政法人労働者健康福祉機構法の改正に伴う規定の整備で、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統廃合するなど、所要の改正が行われたことによる関係規定の整備であります。施行期日は、平成28年4月1日。町税条例改正条項は、第56条及び第59条、地方税法関係条項は、348条であります。

次にわが町特例の新設追加の関係であります。わが町特例につきましては、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みでありまして、この度の改正では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例の措置を追加して、当該特例措置を延長させるものであります。平成28年度以降に新設された再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準については、太陽光発電設備及び風力発電設備については、標準特例措置であります3分の2を参酌致しまして、2分の1から6分の5の範囲内で、市町村の条例で定める割合となっていることから、標準的な参酌割合の3分の2と規定します。また、水力発電、地熱発電、バイオマス発電設備につきましては、2分の1を参酌して、3分の1から3分の2の範囲内で、市町村の条例で定める割合となっていることから、標準的な参酌割合の2分の1と規定したところです。また、津波対策の用に供する港湾設備等に係る課税標準の特例措置については、2分の1を参酌して、規定させていただきました。施行期日については、平成28年4月1日であり、町税条例の改正条項は、附則第10条の2、地方税法関係条項は、附則第15条であります。

次に固定資産税の減額特例に係る省エネ改修の要件が、改修後の床面積が50㎡以上に変更になったことに伴う申告内容の規定の整備であります。施行期日については、平成28年4月1日であり、町税条例改正条項は、条例附則第10条の3、地方税法関係条項は、附則第15条の9であります。

次に第2条、知内町税条例の一部を改正する条例の一部改正の改正として、5点目、たばこ税の関係になります。これは、昨年4月、第2回臨時会で旧3級品関係の特例税率の段階的廃止について、税条例の一部を改正したところでありますけれども、たばこ税の申告手続に関する読替規定の整備のための改正であります。なお、3ページから22ページまで、新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第4号 知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第7、議案第4号、『知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長(帰山亮一)

議案第4号、知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。説明資料見だしナンバー1、税務会計課説明資料23ページになりますので、こちらをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、平成26年法律第68号による行政不服審査法の全部改正に伴う改正であります。行政不服審査法の全部改正により、知内町固定資産評価審査委員会条例に新たに手数料関係の2条が加わったことによる規定の整備と審査の申出をすることができる期間が、納税通知書の交付を受けた日以後3か月以内に延長されたことに伴う改正であります。新旧対照表につきましては、24ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

● 議案第 5 号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第 8、議案第 5 号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2 番、花井さん。

◎ 2 番 (花井泰子)

臨時会は、議案の提出は 3 日前というふうには決まっているのは承知しています。しかし、この国民健康保険税の中身が、町民負担が多く増すというような議案になりますので、私としては、議案が手元に届いてから 3 日間は、役場が休みでした。ですから、職員の皆さんにいろいろと説明をしていただきたいと思っても、それが叶いませんでした。ですから、こういう重大な議案を提出されるときは、休みのことも考慮して、もう少し長い日にちを設定していただきたいというふうに思います。それがまず、お願いをしておきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、花井議員の方から今回の臨時会の招集からですね、議案の配付から本日まで中に休日がすべてだったということでもありますので、こういう場合は、もう少し早い時期にですね、議案の提出を求めたいということでもありますので、理事者側にも是非、お願いしたいと思えますし、また、議運でもその辺、ちょっと検討をしながら、これから対応を協議したいと思えますので、よろしくお願ひします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

議案第 5 号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正については、平成 28 年度税制改正の大綱、平成 27 年 12 月 24 日閣議決定において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯にかかる所得判定基準を改正することとされたことに伴い、一部を改正するものであります。また、ここ数年、高齢化や医療の高度化及び入院患者の重度化等により、保険給付費が上昇傾向にあり、厳しい財政状況になっており、将来的にわたって安定的に運営するために、国保税の増収が必要になり、平成 24 年以来、4 年ぶりに税率の改正を行うものです。今回の改正にあたっては、中間所得層の負担が過重にならないようにするとともに、被保険者の負担の公平に配慮しました。

本件の提案に際しては、知内町国民健康保険運営協議会において、数回にわたる審議を行っています。

この条例については、説明資料見だし2の生活福祉課説明資料で概要を説明します。1ページをお開きください。1ページの知内町国民健康保険の各種状況ということで、まず、1つ目は、世帯及び被保険者の状況です。3年分を載せております。平成25年には、一般被保険者が合計で退職者を入れて1,459人いましたが、平成27年度末では1,330人と129人が減っております。それと、2番目の保険給付費の状況ですけれども、27年度は見込みを入れております。平成25年度療養給付費、療養費、高額療養費、合計しますと、3億9,280万9千円でしたが、平成27年度の見込みについては、4億7,323万4千円と8,042万5千円の増額になる見込みとなっております。3番目の単年度収支におきましては、平成27年度単年度収支で1,700万円の赤字というふうに今、見込まれております。4番の基金の保有額状況ですけれども、平成24年度には、3,217万1千円、3月の定例会で一応、予算では、3,217万1千円の基金の全部の繰入れということになりましたけれども、総体で繰越が大体1,900万円くらいになる今、見込みになっております。ですから、1千万円のですね、基金を保有しながら、繰越金が大体900万円というような形になる予定です。それから、国民健康保険税収の状況ですけれども、平成25年から27年度、うちの場合、今、27年度は96.58%、税収の見込みです。これは管内的にはトップになっております。

続きまして、2ページですけれども、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ですけれども、国民健康保険法施行令の一部を改正する法令、平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を下記のとおり引き上げることとしております。それから、被保険者の均等割額及び世帯別平均平等割を軽減する所得判定基準については、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げることとしました。それで、まず、1つ目の課税限度額ですけれども、医療分、現行52万円を改正額54万円に2万円の引上げです。それから、後期高齢者支援分、現行課税額限度額が17万円から改正額19万円と改正する予定です。それから、もう1つは、先ほど後段の部分ですけれども、税率改正の部分で、現行医療分の所得割7.4%から改正が8.8%、資産割はそのままです。それから、応益の部分の均等割2万8千円から3万1千円、平等割、普通世帯が2万4千円から3万2千円、特定継続世帯が1万8千円から2万4千円、特定世帯が1万2千円から1万6千円、それに伴って、7割軽減額の均等割、平等割、それから、5割軽減額の平等割、均等割、それから、2割軽減の平等割、均等割がそれぞれの金額になっております。それから、後期高齢者支援分ですけれども、現行応能の所得割が2.6%を改正2.9%、資産割はありません。応益均等割7千円から9千円、平等割はありません。それに伴って、7割軽減の額、5割軽減の額、2割軽減の額がそれぞれ記載の金額になっております。それから、介護納付金分ですけれども、現行、応能分所得割1.8%から改正が2%、それから、応益の均等割、7千円から7,500円、それぞれ7割軽減額の均等割、それから5割軽減額の均等割、それから、2割軽減額の均等割をそれぞれの金額で改めます。

議案に戻りまして、2ページをお開きください。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、交付の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

適用区分、第2条は、改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

なお、説明資料3ページから9ページに新旧対照表がありますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、花井さん。

◎ 2 番（花井泰子）

今、議案を提案されて、調べてみました。大変な国の政策の延長線上に町の政策があるということは、十分承知しています。しかしながら、町民負担がすごく高くなるということも事実であります。ほかの人の計算をすることができないので、自分の国保税がどれだけ高くなったかというのを単純に計算してみました。年間で3万7,368円です。これは単純に計算してみたんですけれども、そうしますと、これから一人一人に料金が割り振られるというふうに思うんですけれども、年金が下がる一方です。全然、生活が上向いていないというふうな町民の皆さんの声もあります。そういう中で、言ってみれば、国の悪政の中で、町がこういうふうな方針を取らなければならないということは、承知していますけれども、近隣の町村、例えば木古内、福島、松前を見ても、知内は多分、この保険税が一番高いのではないかというふうに思っているのですが、そここのところはそれで認識で間違いありませんか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今のここ3町と比べて、うちが一番高いんじゃないかという、そういうご意見だと思うんですけれども、うちの場合、まず、従来の税率でいくと、管内では6番目の11町村あるわけですけれども、現在6番目のという部分になっています。それで、これを上げた場合に、税率改正をした場合にどうなるかと言いますと、管内では3番目になります。それから、2番議員さん言いましたとおり、木古内、福島、松前、これから比べると、うちの税率は現在でも高い状況にはなっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井さん。

◎ 2 番（花井泰子）

今、知内では短期保険証、それから、資格証は何人でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。まず、資格証明書なんですけれども、これはうちの税務係がかなり差押えだとか、そういうものをしながらですね、どうしても支払ができない方がいまして、事情があってですね、資格証明書は今現在26世帯45名の方に出しております。それから、短期については、6世帯21名、これは1か月単位で、子どもについては、この中にはいるんですけれども、資格証明書については、子どもの場合は出せませんので、短期で6か月出しています。その方が今、5名。それから、短期の方も子どもは5名います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井さん。

◎ 2 番（花井泰子）

収納率が上がっているということは、喜ぶべきことか、そうでないかというのは、議論になるところだというふうに思います。本当に払いたくても払えないという方もいますし、払うべきなのに払わないというような方も私はいると思うので、収納率がどんどん上がるということは、うれしいことなのかなという疑問もあるんですけれども、それはさておいて、では、知内町でこの保険税が上がった場合、単純に平均して1人当たりいくらの保険料になると計算されていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今現在、今のこの税率を上げるとですね、先ほど言いました、軽減額だとか、限度額、これを除くと、大体、調定額で1,800万円くらいになりますので、現在、被保険者1,300人ということになると、大体1人15,000円くらい、年間ですね、そのくらいになるのかなというふうには思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

財政的に厳しい状況の中で、国の方針に従わざるを得ないというそのルールに則って、やらざるを得ないという部分は認識しますし、まして、町の方も基金保有額ですか、27年度では1千万円しかないということで、だんだん減っている。これから、値上げせざるを得ない状況にはなってくるんだろうなと思います。ただ、先ほど2番議員もおっしゃったように、年金なんですよ。年金がどうしてもだんだん下がってくる傾向にある。我々も受け取る年代になると、ずっと下がるという計算方法も出ていますし、これは国の責任なんですよ。決して個人の責任ではないんですよ。そういう意味で、国の方針に則って、値上げするというのはわかりますけれども、ただ、じゃあ、知内町はどうするのか、その値上げに乗じて、要するにその部分の応分の負担はしてもらうのかという考え方ですよ、そこで、弱者にどの程度配慮できるのか、その中身的なもの、法に則った提案だけではなく、じゃあ、知内でこの程度、弱者には配慮しますという、何か議論というのはされているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。弱者にどうのこうのではなくて、まず、医療費をですね、保険、うちの方の担当として、どう下げていくかと、その辺の関係ですね、保健センター、保健師さん含めて、先ほど出ましたけれども、特定健診だとか、そういうものを勧奨しているわけなんですけれども、これから今、6月ですね、そういうことも含めながらやっていくわけなんですけれども、その中で、去年もやりましたけれども、例えば五稜郭病院から先生来てもらって、講演会をやったり、なるべく早期に発見して、早期にかかってもらうと。これがやっぱり重要でないかなというふうに思っていますので、その辺ですね、平成28年度に向けて、うちの保健センターの方でいろいろ保健師さんとそれから、栄養士さん含めて、今、いろいろこれから事業を展開していきたいと思えます。なるべくこの医療をですね、下がるともちろん税率を下げることもできますし、その辺ですね、しっかり我々、生活福祉課として頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

これはある意味、当然のことなんでしょうけれども、今回、自分もはじめて知ったんですけれども、お薬手帳ですか、義務化になったんですか、これ。お薬手帳は、提示義務。義務化になったんですか。ちょっとその辺、自分もちょっと認識していないんですけれども、要するに薬をもらう段階で、そのお薬手帳を提示していただいて、要するに薬剤師さんがダブっている薬はないかという確認なんだそうです。それで、医療費の削減ということである意味、これからどンドンどンドンそういうのが制度化、もし制度化していないとすれば、制度化されるようになってくるんだろうと思えます。一方では、その薬が原因で、どうしても診療することによって、薬が出ますので、悪いところがあれば。その薬の負担が大きいということで、医療機関を往診するという、それを控えるという方もいるわけですよ、現実には。そういう意味で、個々で努力はしているんですけれども、ただ、片一方で薬代を節減したい、医療費を節減したいという思いで、控えているのにもかかわらず、もらうものは年金だとかそういう生活の頼りになるものはどンドン減らされるという傾向にあるわけですよ。そういう意味で、お互いの痛みを知るという意味では、もう少し役場も真摯に、ただ上がるからこういう提案をしますというだけではなくて、片一方ではそういうどの程度の痛みがあるか正式にわかりませんが、やはりデータを取りながら、どう対応をすればいいかという、ただ、その健康面に力を入れるだけでなく、片一方ではやっぱり現実問題として医療機関にかからざるを得ない方もいるわけですから、それらに配慮するような提案もできればしていただければ、ありがたいなと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今の関係ですね、医療福祉、そういう連携をですね、地域包括ケアの部分なんですけれども、できればうちの方もですね、医療機関からそういうデータをもらいながらですね、保健活動の方にやっていきたいという、それは今ちょっと病院の方といろいろと調整をしなければならぬ、ちょっと難しい面もあるんですけれども、それで今、言った薬の関係ですね、それはジェネリックの医療の通知だとか、安い薬をやるとか、そういうものはで

すね、うちの国保の方から通知を出したり、それから多受診、なるべく多受診をしないように、かかりつけ医の方にすね、できれば同じ薬を何か見れば、訪問すれば持っていますので、その辺はなるべく多受診をしないような、そういう指導を徹底して図って、少しでもそういうものを引き下げながらすね、運営していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番、花井さん。

◎ 2 番（花井泰子）

私は反対の立場で討論をさせていただきます。先ほどから議論がありましたけれども、今、町民の生活が大変厳しい状態にあります。そういう中で、1億2千万円の新幹線の展望塔や北島三郎に1千万円の予算を出すという、そういう町の姿勢、ほかの市町村では、一般財源から繰入れをして、国保にお金を入れているというところも多々あります。そういう面でも、何とか町民の生活を守るために、私はこの国民健康保険税の値上げ、やめていただきたい、そういう思いで、反対を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第5号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を願ひます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成28年知内町議会第2回臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午後 0時23分 ）